

## JAB RL355:2018 (案) に対するコメント

No	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
1	村井 政志	附属書 A 61 頁		E	「A10.その他」見出しは、太字・アンダーラインかと思えます。	太字にし、アンダーラインを引く	○:採用(修正) 太字に変換し、アンダーラインを引いた。
2	川崎 正幸	旧版 41 頁 附属書 A		Q	気圧計の要求事項:1 点校正となっているが、外部校正を依頼した際には、8 点校正で実施されるため、齟齬がある。	外部校正(8 点校正)もしくは 1 点校正(社内検定)とすべきである。	△:修正して採用 26 頁及び 63 頁の該当箇所を次のように修正した。  ※5 として、次の文を追加。 番号「※5」を「※6」に繰り上げ修正した。
	化学分科会	同箇所			<p>・「検定」の用語の使い方等に注意が必要とします。</p> <p>RL355 に検定という用語は一か所も出てきません。ご意見のように「圧力計」について、JCSS では「JCT20501 技術的要求事項適用指針(圧力/圧力計)」にて 8 点校正が例示されている。しかし、今回のこの項では圧力計のうちでも特異的な「気圧計」に限定して取り扱っている。気圧計に関して、国内では JCSS 校正よりも、気象庁の「気象計検定」が普及している(但し気象庁の検定のトレーサビリティは国際比較しているといいながら曖昧である)。</p> <p>添付資料の p19 にあるように、気象計の気圧計の検定は 3 点(一部は 6 点)の一往復である。《添付資料は、JAB 事務局が確認》</p> <p>またこの気象庁の検定は、外部校正に近い側(但し、不確かさの付記は無いので、フルトレーサビリティではない)であると解釈できる。従って、検定用語は国内では「社内検定」とは使わない。検定という用語は多くは計量法の検定等のように、法令に基づく点検に対して使用されている。</p> <p>以上より、検定用語、校正点数を整理し以下の文章を提案します。</p> <p>※5:原文は一点校正である。日本国内では複数点で校正されている例もある。粘度測定等気圧が関係する試験の場合は気圧計の複数点の校正が必要である。体積計等を内部校正する時に使用する気圧計は一点校正でもよい。</p>	<p>外部校正(8 点校正)もしくは 1 点校正(社内検定)とすべきである。</p>	<p>△:修正して採用</p> <p>26 頁及び 63 頁の該当箇所を次のように修正した。</p> <p>※5 として、次の文を追加。 番号「※5」を「※6」に繰り上げ修正した。</p> <p>※5:原文は 1 点校正である。日本国内では複数点校正されている例もある。 — 粘度測定等気圧が大きく関係する試験の場合は気圧計の校正が必要である。 体積計等を内部校正する時に使用する気圧計は、「気象測器検定規則(平成十四年国土交通省令第二十五号)」で定める検定でもよい。</p> <p>《No.22 コメント参照》 原文は 1 点校正である。 粘度測定等気圧が大きく関係する試験の場合は気圧計の校正が必要であるが、体積計等を内部校正する時に使用する気圧計は、「気象測器検定規則(平成十四年国土交通省令第二十五号)」で定める検定でもよい。</p>

注:コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

No	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
3	村井 政志	共通		G、T	JIS Q 17025:2018 の用語と整合させるとより理解し易い	測定の不確かさ⇒測定不確かさ 試験所⇒ラボラトリ	○：採用（整合させて修正） 「測定の不確かさ」を「測定不確かさ」に修正した。 「試験所」を「ラボラトリ」に修正した。 但し、次の場合は適用外とした。 ※規格の表題、国際試験所認定機関協力機構等、試験所の方が良い場合。 例：試験所認定、分析試験所、化学試験所、微生物試験所、試験所間比較、試験所内比較、優良試験所規範（GLP）
4	平井 昭司	附属書 A 59 頁		T	原文 A3 ii) Appropriate instructions for use and maintenance of equipment ( <u>including manuals</u> ) are available. の訳が不適切	装置の保全だけでなく使用も含まれている それゆえ、「装置(取扱説明書を含む)の使用と保全のための指示書が整備されている。」としてはどうか。	○：採用（修正） 該当箇所を次のようにした。 ii) 装置（取扱説明書を含む）の使用と保全のための指示書が整備されている。
5	平井 昭司	59 頁 附属書 A 共通		E	附属書 A は本文中の 23.5 にも書かれているように、チェックリストの事例が書かれている。	ここに書かれている事項をチェックするための要件なので、文章の書き方としては、「・・・している。」と書いたほうがよい。	○：採用（修正） 附属書 A の末尾を「・・・している。」や「されている。」などの状況を表す末尾に変更した。
6	後藤 哲久	12 頁 7.1.1 (7.2) 36 頁	2	T	「必要な情報」とあるが内容が全くつかめない。	Guide7.2 の文章から読める、「必要な情報」の内容を記載する必要があるのではないか。	○：採用（追加規定） 7.1.1 項に、Guide の 7.2 の次の文章を採用し、36 頁の該当文章を太字下線で明示した。 7.2 良好な分析を行うには、明確で的確な要求事項の仕様がカギとなる。分析の目的を達成するための要求事項を技術的な分析業務に展開するために、顧客と協力して分析仕様を作成することが必要となる。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
7	後藤哲久	適用について		E	改訂版の発行日が 2018 年 10 月 1 日となっているが、2018 年 12 月一杯までは JIS Q 17025:2005 での審査が継続していると考えられる。	本年末までに JIS Q 17025:2005 で審査を受ける機関に対しての対応を、本指針 (v5) のどこかに明記する必要がある。	○:採用(修正) 次の文章を 28 頁に追記した。 (附則) 本指針は、発行日から適用する。 ただし、第 5 版発行日において、JIS Q 17025:2005 で認定を受けている試験所に対する猶予期間を 2018 年 12 月 31 日までとし、その期間は第 4 版の適用を認める。
8	JAB 事務局	目次		E	頁番号の一部のフォントが違う	フォントを合わせる	○:採用(修正) フォントを“Century”に統一した。
9	JAB 事務局	14 頁 17.5 項	4	E	引用文書の番号【57】が残っている	削除する	○:採用(修正) 削除した。
10	JAB 事務局	14 頁	下から 8	E	<b>7.2.2.1</b> が重複している (2 回出てくる)	削除する	○:採用(修正) 削除した。
11	JAB 事務局	15 頁	下から 12	E	<b>11.9</b> の上は半行空いていない	半行空ける	○:採用(修正) 半行空けた。
12	JAB 事務局	17 頁	下から 14	E	引用文書の番号【55】が残っている	削除する	○:採用(修正) 削除した。
13	JAB 事務局	28 頁 64 頁 B2.4		E	原文 B2.4 iv) Temperature gradients in ovens and furnaces; の訳が欠落	—	○:採用(修正) 次の内容を挿入 B2.4 に 「iv) オープン及び炉の温度勾配」を挿入した。 それに合わせて番号「iv」を「v」に修正した。
14	JAB 事務局	28 頁 64 頁 B2.5		E	B2.5 v) 検出器の校正(質量、ppm、波長、周波数、吸光度、透過率、バンド幅、強度など) :ppm が原文にない	—	○:採用(修正) 文中の“ppm”を削除し、次の文章とした。 v) 検出器の校正(質量、波長、周波数、吸光度、透過率、バンド幅、強度など)

注: コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
15	JAB 事務局	46 頁		E	46 頁 16.1 3 行目:1 文字欠落している。:らゆる→あらゆる	—	○:採用(修正) 46 頁:“あ”を追記した。
16	JAB 事務局	58 頁		E	58 頁 23.5 3 行目:余分な文字 T が入っている。	—	○:採用(修正) 23.5 3 行目:文中の T を削除した。
17	試験所技術委員会	4 頁 JAB NF18 REV.0 改定履歴		E	「本文書の改編」: 改編が分かるように記述する。	改定履歴にも反映させる。	○:採用(修正) 4 頁「本文書の改編」を次のように修正した(下線が修正箇所)。 ・EURACHEM/CITAC Guide “Guide to Quality in Analytical Chemistry” (QAC 2016) の発行を契機に、 <u>化学試験所が早急に対応する必要がある Appendix B (表 B1 及び表 B2) を指針として採用し、2017 年 9 月 1 日付で第 4 版として改定した。</u> ・ <u>QAC 2016 のうち化学試験所が考慮すべき内容を指針とし、JIS Q 17025:2018 の簡条番号及び表現に整合させて 2018 年 11 月 1 日に第 5 版として改定した。</u> 改定履歴に反映した。
18	試験所技術委員会	4 頁	第 3 パラ グラフ	E	指針とした経緯説明を望む。	「JIS Q 17025:2018 の簡条番号を下線で示し、その下に、指針として採用した QAC2016 の内容を示している。」を強調し、JIS Q 17025:2018 の要求事項は、JIS 規格を参照するよう追記する。	○:採用(修正) 4 頁 該当個所を次の通り修正した。 「 <u>JIS Q 17025:2018 の簡条番号を下線で示し、</u> その下に、指針として採用した QAC 2016 の簡条番号と内容を記述している。 JIS Q 17025:2018 の要求事項は、JIS 規格を参照のこと。」
19	試験所技術委員会	4 頁	第 4 パラ グラフ	E	「認定の基準」についての指針—化学試験—の附属書は…の前に、“なお”を挿入する方が良い。	“なお”を追記する。	○:採用(修正) なお、「認定の基準」についての指針—化学試験—の附属書は、～

注:コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

No	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
20	試験所技術委員会	26 頁 表 B1 ※3		E	内部校正の説明文を、修正する。	次の下線太字部分を修正する。 (現行) 内部校正とは、ラボラトリが自身の活動のために必要な計量トレーサビリティを <u>確立</u> するために自ら行う校正である。 (修正) … <u>確立できる</u> 、自ら行う校正である。	○：採用（修正）
21	試験所技術委員会	26 頁 表 B1 ※5		E	1 点校正で十分であるので、複数点とする必要はない。	次の文章を削除修正する。 ※5:原文は 1 点校正である。日本国内では複数点校正されている例もある。	○：採用（修正） 《No.2 コメント参照》
22	試験所技術委員会	8 頁 6.4.1		E	<b>6.4.1</b> が重複している（2 回出てくる）	削除する	○：採用（修正） 削除した。
23	JAB 事務局	8 頁 6.4.1		E	「13.2.1 分析試験所に通常設置されている装置は、13.2.1 を参考のこと。」の詳細な説明が必要である。	13.2.1 に列挙された装置を記述する。	○：採用（修正） 「13.2.1 分析試験所に通常設置されている装置は、次のように分類することができる。」とし、詳細を追記。
24	JAB 事務局	15 頁 7.2.2.1  50 頁 18.10		E	「18.10 定性分析法では、精度は標準偏差又は相対標準偏差として表現することはできないが、陽性率及び偽陽性(陰性)率※注)として表現することができる。」  ※注)の文を修正する。	(現行) 注) 陽性率：第一種の過誤  偽陽性率：第二種の過誤（本来は陰性であるのに、誤って陽性と判定されるもの） (修正) ※注) 偽陽性：第一種の過誤（本来は陰性であるの	○：採用（修正）

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

№	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
						<p>に、誤って陽性と 判定されるもの) 偽陰性：第二種の過誤（本 来は陽性であるの に、誤って陰性と 判定されるもの)</p>	

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。